別紙 12

基本要領Ⅲの第１　農林水産大臣に対する申出の取扱い

農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

農林水産大臣に対する申出取扱手続　・・・　１２－１
第１　農林水産大臣に対する申出　・・・　１２－２
第２　調査体制の整備　・・・　１２－２
第３　調査の実施等　・・・　１２－３
第４　調査結果についての申出者への回答　・・・　１２－５
第５　検査に関する苦情の処理　・・・　１２－６
○　様式第１号　申出書　・・・　１２－７
○　様式第２号　農林水産大臣に対する申出に係る受付記録票　・・・　１２－８
○　様式第３号　農林水産大臣に対する申出に係る調査委員会記録票　・・・　１２－９
○　様式第４号　農林水産大臣に対する申出に係る不受理通知書　・・・１２－１０
○　様式第５号　農林水産大臣に対する申出について　・・・１２－１１
○　様式第６号　試料の採取状況及び包装（又は票せん）の確保状況報告書　・・・１２－１２
○　様式第７号　鑑定及び計測結果報告書　・・・１２－１３
○　様式第８号　保管状況（又は運送状況）調査報告書　・・・１２－１４
○　様式第９号　登録検査機関における検査実施状況報告書　・・・１２－１５
○　様式第１０号　承諾書　・・・１２－１６
○　様式第１１号　農林水産大臣に対する申出に係る調査結果通知書　・・・１２－１７
○　様式第１２号　農産物検査法第 33 条第１項の申出に係る調査状況報告書　・・・１２－１８
○　様式第１３号　登録検査機関に対して講じた措置状況について　・・・１２－１９

農林水産大臣に対する申出取扱手続

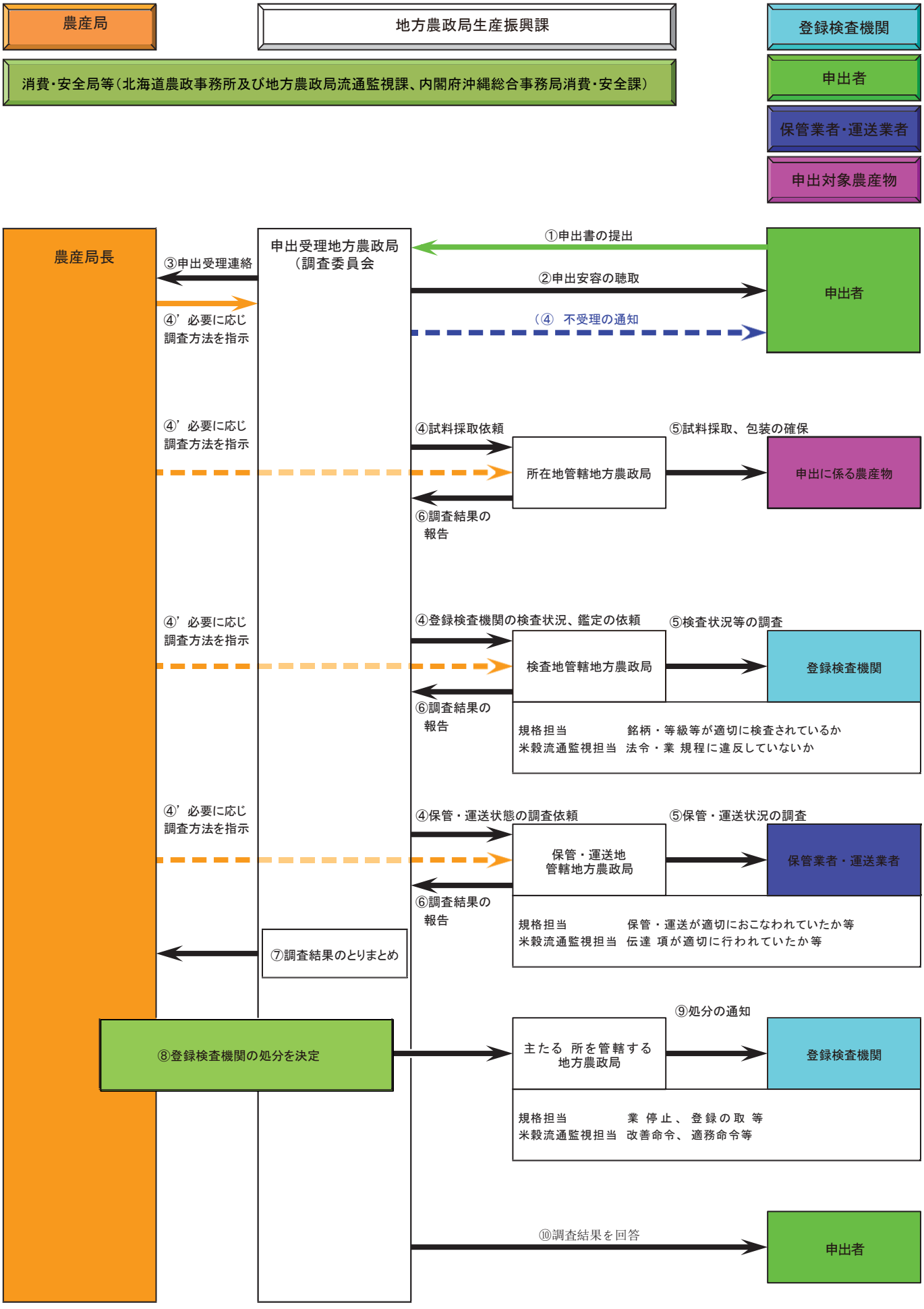

別紙12

農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

第１　農林水産大臣に対する申出

基本要領Ⅲの第１の１の申出は、様式第１号による申出書を提出して行う。　様式第１号

第２　調査体制の整備

１　申出受付窓口の設置等

基本要領Ⅲの第１に規定する申出受付窓口の設置及び業務については、次により行う。

農産物検査に関する基本要領参照
Ⅲの第１

（１）地方農政局長（北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、地方農政局（北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に申出受付窓口を設置し、申出に対し迅速かつ的確に対応できるよう、その取扱いについて職員に周知徹底を図る。

なお、申出受付窓口の設置場所については、地方農政局の配置図等に明示しておく。

（２）提出された基本要領Ⅲの第１に規定する申出書（以下「申出書」という。）の受付けに当たっては、次に掲げる事項について説明、確認及び聴き取りを行う。

ア　申出制度の内容及び申出に係る調査に必要な費用負担について説明を行う。

イ　アの説明後、申出を行った者（以下「申出者」という。）に対し申出を行うか否かについて再確認を行う。

ウ　提出された申出書について、記載事項の確認を行う。

なお、申出書の記載に不備がある場合には、必要とする事項について説明し適正な申出書が提出されるまでの間、その受付けを保留する。

エ　調査に必要と思われる事項について、聴き取りを行う。

オ　郵送による申出があった場合にも、アからエの事項について行う。

（３）申出書の受付けを担当した職員は、（２）の対応状況について様式第２号に記録しておく。　様式第２号

２　調査委員会

基本要領Ⅲの第１に規定する調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置及び業務については、次により行う。

（１）地方農政局長は、調査委員会を地方農政局に常置しておく。

（２）調査委員会の委員長は地方農政局長とする。

（３）調査委員会は、原則として検査担当課及び地方農政局長が必要に応じ、指名する担当課により構成し、事務局は検査担当課とする。

（４）調査委員会の委員は、原則としてそれぞれの担当課長及び申出受付窓口を担当する職員とする。

なお、必要に応じて各担当課の職員を委員とすることができる。

（５）調査委員会は、次に掲げる場合に開催する。

ア　申出書の受付又は受理した地方農政局長（以下「申出受理地方農政局長」という。）から調査等の依頼があった場合

イ　申出に係る事項について、申出者又は登録検査機関等に対し調査を実施する場合

ウ　調査の結果について取りまとめを行う場合

エ　申出者に対する回答及び登録検査機関に対する措置について、検討及び決定を行う場合

オ　委員から開催の要望があった場合において、委員長が必要と認めた場合

（６）調査委員会を開催した場合は、その概要について様式第３号に記録しておく。　様式第３号

第３　調査の実施等

１　申出を受理した地方農政局長（以下「申出受理地方農政局長」という。）は担当者を決定し、申出を行った者（以下「申出者」という。）から、以下の内容を聴き取る。

（１）受検者からの申出（生産者、輸入業者等）

ア　国内産農産物

作付品種の種子の取得状況（購入先、更新状況）、品種別作付状況、収穫時の状況、収穫後の調製作業等の状況、受検時の状況等（受検数量、検査結果の内容等）

イ　外国産農産物

積地における検査及び船積み等の状況、着地における荷役等の状況等

（２）実需者等からの申出（卸売業者、小売業者、加工業者、消費者等）

購入先、購入時期及び購入後の保管状況等

（３）その他の者からの申出（運送業者、保管業者等）

運送及び荷役時の状況、保管状況等

２　申出受理地方農政局長は、調査委員会を開催し、当該申出の内容及び申出者からの聴取内容について検討した結果、申出の内容が明らかに農産物検査に起因するものではないと判断した場合は、当該申出は受理しないものとし、不受理とした理由を記載した不受理通知書（様式第４号）をもってその旨を通知する。　様式第４号

また、通知は原則として手交により行うこととし、この際、必要に応じ口頭による説明を行う。

なお、申出受理地方農政局長は、申出者に説明した後、その旨を農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に報告する。

３　申出受理地方農政局長は、申出に対する調査を迅速かつ的確に進めるため次に掲げる書類を電子メール等により直ちに申出に係る農産物の申出時における所在場所を管轄する地方農政局長（申出受理地方農政局長と同一の場合を除く。以下「所在地管轄地方農政局長」という。）、当該農産物の検査を行った区域を管轄する地方農政局長（申出受理地方農政局長と同一の場合を除く。以下「検査地管轄地方農政局長」という。）、申出に係る農産物の保管及び運送状況について、そ

の業務を行った業者の所在地を管轄する地方農政局長（申出受理地方農政局長と同一の場合を除く。以下「保管・運送地管轄地方農政局長」という。）に調査依頼を行うとともに、その旨を農産局長に報告する。

様式第２号

様式第５号

（１）申出書の写し及び受付記録表（様式第２号）

（２）申出に係る通知及び調査依頼（様式第５号）

また、申出受理地方農政局長は、必要に応じて、農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）又は地方農政局消費・安全部（北海道農政事務所消費・安全部米穀流通・食品表示監視課、内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課を含む。以下「米穀流通監視部門」という。）が行う米穀流通監視の手法に準じて、調査を行う。

４　調査の依頼を受けた地方農政局長は、速やかに調査等を実施する。

（１）試料の採取

所在地管轄地方農政局長は、所有者又は占有者の了解を得て申出に係る農産物から採取した試料及び包装（又は票せん）を確保し、その試料を鑑定及び計測する。

なお、包装（又は票せん）が入手できない場合であっても、検査証明欄の各事項を詳細に記録しておくものとする。

ア　国内産農産物

（ア）包装されているもの

原則として、申出に係る農産物の全個から採取するものとする。

（イ）包装されていないもの

原則として、標準抽出方法（平成13年農林水産省告示第443号）により採取するものとする。

イ　外国産農産物

原則として、標準抽出方法により採取するものとする。

なお、農産物検査で採取した保存試料により鑑定等が可能な場合は、これを試料とすることができるものとする。

（２）試料の鑑定

申出に係る試料の鑑定等は、鑑定方法（平成13年農林水産省告示第333号）及び標準計測方法（平成13年農林水産省告示第332号）により、複数人で行うものとする。

また、所在地管轄地方農政局長は、必要に応じて鑑定の一部を検査地管轄地方農政局長に依頼することができるものとする。

なお、成分検査に係る申出の場合は、所在地管轄地方農政局長は、申出に係る農産物の検査を行った登録検査機関とは別の計測能力を有する登録検査機関に計測を依頼するものとする

（３）広域登録検査機関に対する調査

事前に農産物検査を行う区域が複数の都道府県の区域である登録検査機関（以下「広域登録検査機関」という。）の監査状況等から指摘事項等がないか確認する。

広域登録検査機関及び申出に係る農産物の検査を行った農産物検査員か

ら試料の採取状況、鑑定の状況、検査証明の状況及び当日の他の検査状況等について、検査結果を記録した伝票等により把握及び聴き取りを行うものとする。

（４）農産物の保管及び運送状況の調査

申出者又は保管・運送の業務を行った業者に対して調査を行う場合は、運送伝票及び保管管理日誌等により、次の事項等について調査を行うものとする。

ア　運送業者

運送時期、運送方法、運送経路、運送時の天候等

イ　保管業者

入庫及び出庫時の状況、保管期間、保管方法（常温、低温の別等）、倉庫内の温度及び湿度管理の状況等

５　調査結果については次に掲げる報告書に取りまとめ、電子メール等により調査の依頼を行った申出受理地方農政局長に直ちに報告するとともに、速やかに郵送する。

なお、所在地管轄地方農政局長は、採取した試料等も併せて送付するものとする。

（１）試料採取状況及び包装（又は票せん）等の確保状況報告書（様式第６号）　様式第６号

（２）鑑定及び計測結果報告書（様式第７号）　様式第７号

（３）保管状況（又は運送状況）調査報告書（様式第８号）　様式第８号

（４）登録検査機関における検査実施状況報告書（様式第９号）　様式第９号

６　試料の採取及び包装（又は票せん）の確保について、所有者又は占有者の了解を得た場合は、承諾書（様式第10号）を徴しておく。　様式第10号

７　農産局長は、２により連絡を受けた場合は必要に応じ検査地管轄地方農政局長、所在地管轄地方農政局長、保管・運送地管轄地方農政局長に調査方法等を指示する。

８　地方農政局長は、申出を受理した都道府県知事から調査協力依頼があった場合は、４～６に準じて調査を行うものとする。

第４　調査結果についての申出者への回答

１　申出受理地方農政局長は、調査委員会において各種調査結果（試料採取状況、包装（又は票せん）等の確保状況、鑑定及び計測結果、登録検査機関に対する聴取結果並びに保管状況（又は運送状況）の結果等）に基づき、申出の内容が事実であるか否か等について判断を行う。

２　申出受理地方農政局長は、調査の結果、申出の内容が事実であると判断した場合は、法第33条第２項に基づき、当該登録検査機関に対して検査証明の訂正その他所要の措置を講じる。

なお、申出受理地方農政局長は、当該登録検査機関の主たる事務所が当該区域と異なる場合にあっては、主たる事務所の住所地を管轄する地方農政局長に情

報提供を併せて行うものとする。

3　申出受理地農政局長は、申出者に対し調査結果を記載した調査結果通知書（様式第11号）をもって回答する。　様式第11号

なお、調査結果通知書は原則として手交により行うこととし、口頭による説明を行う。

4　申出受理地方農政局長は、3について行ったときは、回答・説明状況を様式第12号に取りまとめ、直ちに電子メール等により第３の３により調査の依頼を行った地方農政局長へ当該情報を共有するとともに、農産局長に報告するものとする。　様式第12号

なお、登録検査機関に対して検査証明の訂正等所要の措置を講じたときは、その講じた措置の内容を様式第 13 号に記載し、電子メール等により当該登録検査機関を管轄する地方農政局長へ当該情報を共有するものとする。　様式第13号

第５　検査に関する苦情の処理

地方農政局長は、申出に基づくもののほか、関係者から農産物検査に関する苦情があった場合は、本マニュアルに準じて適切に処理する。

様式第１号

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

氏名又は名称
住所
法人の場合にあっては代表者氏名

申　　出　　書

農産物検査法第 33 条第１項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

１　申出に係る農産物の種類及び数量

２　申出に係る農産物の検査を行った年月日

３　申出の理由

４　申出に係る農産物の検査を請求した者の氏名又は名称及び住所

５　申出に係る農産物に農産物検査法第 13 条第１項の規定による表示を付し、又は検査証明書を交付した登録検査機関の名称

６　申出に係る農産物の所在場所及び所有者の氏名又は名称

様式第２号

地方農政局名

農林水産大臣に対する申出に係る受付記録票

１　申出書の受付

受付年月日	受付者の所属課係名及び氏名			
年　　月　　日	所属課係名		氏　名	

２　対応状況

事　　項	概　　要
＜事項の記載例＞ (1)申出者への説明等 ・申出制度の説明 ・経費負担の説明 ・申出意向の再確認 (2)申出書の内容確認 (3)申出書の理由に関係する事項の聴取 ・種子更新等の状況 ・品種別の作付状況 ・当該農産物の調製作業状況 ・受検時の状況 ・購入先及び購入時期 ・購入後の保管状況 ・運送及び保管状況 ・積地での検査状況 ・着地での荷役状況等 (4)その他必要と思われる事項の聴取 (5)その他 ・申出書のコメント等	

様式第３号

地方農政局名

農林水産大臣に対する申出に係る調査委員会記録票（第　　回）

１　開催年月日　　年　　月　　日

２　出席者名　　別紙のとおり

３　協議状況

事　　項	概　　要
<事項の記載例> (1)対処方向の協議 ・調査事項の検討 ・調査依頼先の検討 ・任務分担及び担当者の配置 (2)調査スケジュールの協議 (3)その他必要な事項についての協議	

（注）　本票の（第　回）の部分については、各申出ごとに記入するものとする

様式第４号

番　　号

農林水産大臣に対する申出に係る不受理通知書

（氏名又は名称）

（　住　　所　）

下記の理由により、農産物検査法第 33 条第１項の規定に基づく農林水産大臣に対する申出について不受理とします。

記

〔申出の内容が農産物検査に起因するものではない理由について記述する。〕

年　　月　　日

農林水産大臣

様式第５号

番　　号

年　　月　　日

農林水産省農産局長　殿

所在地管轄地方農政局長　殿
（検査地管轄地方農政局長　殿
保管・運送管轄地方農政地局長　殿）

申出受理地方農政局長

農林水産大臣に対する申出について

このことについて、農産物検査法第 33 条第１項の規定に基づく農林水産大臣に対する申出がありましたので別紙申出書及び受付記録票の写しを添えて通知します。

（試料の採取、鑑定及び計測を依頼する所在地地方農政局長に対しては、次の字句を書き加えて通知するものとし、下記以外については、依頼する事項について適宜記述するものとする。）

ついては、「農産物検査に関する基本要領」（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 213 号総合食料局長通知）別紙 12 の第３の３により、下記事項について依頼します。

記

１　当該農産物に係る試料の採取及び包装（又は票せん）の確保
２　試料の鑑定及び計測

様式第６号

番　　号
年　　月　　日

申出受理地方農政局長　殿

所在地管轄地方農政局長

試料の採取状況及び包装（又は票せん）の確保状況報告書

「農林水産大臣に対する申出について」（令和　　年　　月　　日付け　　第　　号）により調査依頼のありましたことについて、調査を実施しましたので、その結果について下記のとおり報告します。

記

１　試料の採取状況

（記載する事項）

＊試料の採取年月日、採取者、採取個数及び採取場所

＊毎個又は抽出の別、ばらものにあっては具体的な採取方法等

＊その他必要と思われる事項を適宜記入

２　包装（票せん）の確保状況

（記載する事項）

＊包装（票せん）の確保年月日

＊入手又は把握できた検査証明事項等の内容等

＊その他必要と思われる事項を適宜記入

様式第７号

番　　号
年　　月　　日

申出受理地方農政局長　殿
検査地管轄地方農政局長　殿

所在地管轄地方農政局長

鑑定及び計測結果報告書

「農林水産大臣に対する申出について」（令和　　年　　月　　日付け　　第　　号）により調査依頼のありましたことについて、調査を実施しましたのでその結果について下記のとおり報告します。

記

〔申出が水稲うるち玄米の品位（等級）に対するものであった場合の記載例。〕

１　鑑定及び計測実施年月日

２　鑑定及び計測結果

	整粒（%）	形質	水分（%）	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物				
				計（%）	死米（%）	着色粒（%）	異種穀粒（%）	異物（%）
鑑定及び計測結果								

（注）鑑定及び計測は、申出に係る事項についてのみ行うものとする。
なお、申出の事項に関連すると思われる事項がある場合は、必要に応じその項目についても行うものとする。

３　主な項目についての鑑定及び計測結果の解説（特徴、混入被害粒等について記入）

・整　粒・・・・
・形　質・・・・
・被害粒・・・・
・着色粒・・・・
・未熟粒・・・・

４　その他特記事

様式第８号

番　　号
年　　月　　日

申出受理地方農政局長　殿

保管・運送管轄地地方農政局長

保管状況（又は運送状況）調査報告書

「農林水産大臣に対する申出について」（令和　　年　　月　　日付け　　第　　号）により調査依頼のありましたことについて、調査を実施しましたので、その結果について下記のとおり報告します。

記

１　調査年月日

２　保管業者名（又は運送業者名）及び住所

３　調査概要

事　　項	概　　要
＜事項例＞ (1) 申出の理由に関係する事項の聴取 ・運送時期、運送方法、運送経路及び運送時の天候等 ・入出庫時の状況、保管期間、保管方法、温湿度管理状況等 (2) その他必要と思われる事項の聴取	

様式第９号

番　　号
年　　月　　日

申出受理地方農政局長　殿

所在地管轄地方農政局長

登録検査機関における検査実施状況報告書

「鑑定及び計測結果報告書」（令和　　年　　月　　日付け　　第　　号）の通知を受け、当該登録検査機関に対する調査を実施しましたので、その結果について下記のとおり報告します。

記

１　調査年月日

２　登録検査機関名及び住所

３　調査概要

事　　項	概　　要
＜事項例＞ (1) 検査時における状況の聴取 ・試料の採取状況 ・鑑定の状況 ・検査証明の状況 ・当日の検査の状況等 (2) その他必要と思われる事項の聴取	

様式第 10 号

〔調査対象農産物が水稲うるち玄米の場合の記載例〕

承　　諾　　書

農林水産大臣に対する申出に係る調査に関し、調査対象となっている私の所有（占有）する水稲うるち玄米から、地方農政局が鑑定及び計測を行うために必要な試料を採取すること及び調査に必要な包装（又は票せん）を確保することについて承諾する。

なお、試料の採取量及び包装（又は票せん）の確保枚数は次のとおりとする。

１　試料の採取量

２　包装（又は票せん）の確保枚数

所在地管轄地方農政局長　　殿

住所

所有者又は占有者

様式第 11 号

番　　号

農林水産大臣に対する申出に係る調査結果通知書

（氏名又は名称）
（　住　　所　）

農産物検査法第 33 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣に対する申出について、その調査結果について回答します。

記

〔申出を受けて実施した各種調査の結果について記述するものとする。〕

年　　月　　日

農林水産大臣

様式第 12 号

農産物検査法第 33 条第 1 項の申出に係る調査状況報告書

<table>
<tr><td rowspan="3">申出の内容等</td><td>提起者の氏名又は名称</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>申　出　の　内　容</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">申出に係る農産物の状況等調査の内要</td><td rowspan="2">申出に係る農産物の証明内容及び数量</td><td>種　類</td><td>産年</td><td>銘　柄</td><td>包装</td><td>量目</td><td>品位等</td><td>数量</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>農産物の所在地</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>試料等の採取年月日</td><td colspan="2"></td><td>試料採取者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>試料の分析結果
（できるだけ詳細に）</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>保管・運送の状況
（できるだけ詳細に）</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>申出に係る検査の状況
（当該申出に係る農産物の全体の検査数量、試料採取の方法、水分測定個数及び結果などをできるだけ詳細に）</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">当該申出の原因
（調査の結果を踏まえ、できるだけ詳細に）</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">講じた措置</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

様式第 13 号

番　　号

年　　月　　日

地方農政局長　殿

申出受理地方農政局長

登録検査機関に対して講じた措置状況について

このことについて、農産物検査法第 33 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣に対する申出があった件について、申出の内容が事実であると判明し、当該登録検査機関に対し下記の措置を講じたので報告します。

記

1　登録検査機関名

2　講じた措置の内容

〔検査証明事項の訂正等の内容及び数量等について具体的に記述するものとする。〕